

## 県営住宅募集状況一覧表(令和7年11月空家募集)(再募集)

山口県施設管理財団 宇部支所分

★ 申込書は、令和7年12月15日(月)～令和7年12月18日(木)までで、郵送の場合は受付支所必着です。

★ 抽選会は、令和7年12月19日(金)10時から  
県営住宅管理事務所 宇部支所(宇部市琴芝町1丁目1-50)で行います(抽選会は見学できません。)

## 1. 募集状況

一般住宅(複数家族員向け) ※お一人でのお申し込みはできません。

団地名	所在地	構造	間取り	募集戸数	棟一 部屋番号	建設 年度	住戸専 用面積	エレベータ	家賃(月額) (収入等により異なります)	駐車場 使用料	災害等警戒・想定区域		備考	入居可能 予定時期
											団地 敷地	募集 住棟		
東岐波A	宇部市大字東岐波1087番地	高層・6F	3DK	1戸	7 - 501	H28	65.90	○	23,600 ~ 46,400	300円	1			令和8年 1月下旬
西山	宇部市東小羽山町5丁目4番	中耐・3F	3DK	1戸	1 - 106	S60	62.00	なし	16,700 ~ 32,900	500円				
常盤台	宇部市大字沖宇部187番地2	中耐・3F	3DK	1戸	2 - 204	H06	68.00	なし	22,200 ~ 43,600	600円				
叶松	山陽小野田市叶松1丁目13-3	中耐・3F	3DK	2戸	E - 104	H10	73.30	なし	24,300 ~ 47,800	400円				
	山陽小野田市叶松1丁目12番1				H - 201	H12	73.30		24,600 ~ 48,200					
第二古開作	山陽小野田市須恵3丁目4番17	中耐・5F	3DK	1戸	3 - 104	H10	72.10	○	24,000 ~ 47,000	500円	4	4		
萩原	山陽小野田市山野井2623番地の8	中耐・3F	3DK	1戸	1 - 302	H03	66.00	なし	21,100 ~ 41,400	200円				
袖尻	山陽小野田市大字郡422番地の1	中耐・3F	3DK	1戸	2 - 202	H07	73.50	なし	24,100 ~ 47,300	300円				
西下領	美祢市大嶺町東分1969-1	中耐・3F	3DK	1戸	2 - 201	H07	73.50	なし	24,100 ~ 47,300	200円	1			
来福台	美祢市大嶺町東分来福台5丁目1番地の1	木造・2F	3DK	1戸	6 - 203	H15	71.20	○	21,500 ~ 42,200	300円				

※優先枠が設定されたすべての住戸にバリアフリーなどが施してあるわけではありませんので、設備等についてはお問い合わせください。優先枠がなければ多数応募もありません。

※エレベータの「半階段有」は、階段の踊り場階が乗降口になるので、半階段分、階段を昇り降りする必要があります。

※災害等警戒・想定区域に該当する場合、下記の番号で記載しています。

1：土砂災害警戒区域、2：津波災害警戒区域、3：浸水想定区域(洪水)、4：浸水想定区域(高潮)、5：浸水想定区域(雨水)

※ 申込書に虚偽の記載があった場合や、過去において県営住宅に入居していた方で、家賃等の滞納がある場合などは  
申込みを無効とします。(受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります)

※ 詳しくは「県営住宅募集のご案内①」をご覧ください。

(裏面へ)

## 2. 申込資格（詳しくは「[県営住宅募集のご案内①](#)」をご覧ください）

### (1) 次の要件をすべて満たしている方（日本国籍を有しない方を含む）

- ア 同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む。）がある方。
- イ 法で定める収入基準に該当している方。（所得月額で、一般世帯は158,000円以下、高齢者・障害者（※）等の世帯は、214,000円以下）  
（※）平成24年10月1日より精神・知的障害の等級を「1～3級」へ拡大しています。詳しくは下記までお問い合わせください。
- ウ 住宅に困っていることが明らかな方。
- エ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。  
※現在、県外に住所又は勤務先のある方も、上記アからエのすべての要件を備えている方は申込資格があります。

#### ① 一般住宅（複数家族員向けの住戸）…上記ア、イ、ウ、エの要件をすべて満たしている方

#### ② 一般住宅（単身入居も可能な住戸）…(1)の申込資格のイ、ウ、エを備えている方で、次のいずれかに該当する方はお一人でもお申込みができます。

- ※ ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず又は受けることが困難であると認められる方は、お一人でのお申し込みができません。

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| ア 60歳以上の方  | イ 身体障害者で障害の程度が1級から4級までの方 |
| ウ 精神障害者で1～3級の障害である方  | エ 知的障害者で療育手帳の交付を受けている方   |
| オ 戦傷病者で障害の程度が特別項症から6項症まで又は第1款症の方   | カ 原子爆弾被爆者                |
| キ 海外引揚者（本邦に引き揚げてから5年以内の場合に限ります）  | ク ハンセン病療養所入所者等           |
| ケ 生活保護受給者  | コ 中国残留邦人等及び特定配偶者支援受給者    |
| サ DV被害者（県男女共同参画センター等婦人相談所において保護を受けた後5年以内の方等  |                          |
| シ 犯罪被害者等（犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった方）   |                          |
| ス 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者（平成23年3月11日時点で、福島中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた方）で、居住実績証明書を有している方 |                          |

## 3. 県営住宅の駐車場について

県営住宅の駐車場は1戸につき1台で整備しています。

1戸で2台以上の自動車を使用する場合は、**2台目以降の車は各自で県営住宅敷地外に適法な保管場所を確保**していただきます。

## 4. 災害等警戒・想定区域について

県営住宅の敷地又は住棟には土砂災害（特別）警戒区域内、津波災害警戒区域内、浸水想定区域内にあるものがあります。

市が作成・配布している「土砂災害ハザードマップ」、「津波ハザードマップ」や県営住宅管理事務所で配布する「水害ハザードマップ」をご覧ください、避難場所や避難経路等の確認や早めの避難等、防災意識を高めていただきますようお願いいたします。

（注1）

・土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域です。

・土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずる恐れがある区域です。

（注2）

・津波災害警戒区域とは、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある地域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

・津波災害特別警戒区域とは、津波災害警戒区域のうち、建築物が損壊・浸水し、住民の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域です。

（注3）

・浸水想定区域とは、水防法で定める水害（洪水、高潮、雨水）が発生した場合に、浸水が想定される区域です。

（注4）

・注1～2の区域については、団地敷地又は募集住棟の一部でも対象となる場合、注3については団地敷地の一部でも対象となる場合に記載しています。

## 5. 申込の問い合わせ先

〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50 山口県宇部総合庁舎2F

一般財団法人 山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所 宇部支所 電話（0836）37-0878